議　　第　　３９４　　号

令和　７　年１１月２８日提出

熊本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

熊本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第９５号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第３条　次条に定めるもののほか、法第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（暴力団員等の排除）

第４条　特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提出理由）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の施行による子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。